

宮古市告示第 165 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、同条第 7 項の規定により当該地域計画案（同条第 3 項の規定に基づく地図の案を含む。）を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画案について市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 12 月 23 日

宮古市長 中 村 尚 道



- 1 地域計画変更案を作成した地区
別紙一覧表のとおり
- 2 地域計画変更案の縦覧期間
自 令和 7 年 12 月 23 日
至 令和 8 年 1 月 5 日
- 3 地域計画変更案の縦覧場所
宮古市農林水産部農林課事務室内
宮古市宮町一丁目 1 番 30 号

4 意見書の処理方法

意見書の提出に当たっては、日本語に限り、持参または郵送による提出とし、意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、提出された意見書については要旨をとりまとめその処理結果を公告する。

別紙

No.	地域計画名	対象区域
宮 1	田代	田代全域
宮 2	宮古中央部	近内、山口、千徳、岩船
宮 3	宮古西部	根市、花原市、牛伏
宮 4	宮古東部	八木沢、大谷地
宮 6	老木	老木全域
宮 7	田鎖	田鎖、松山
宮 8	花輪	花輪全域
宮 9	長沢	長沢全域
宮 10	津軽石	津軽石、重茂
田 1	田老北部	摂待、新田、和野・乙部
田 2	田老南部	田老、大平・檜内、小田代
川 1	川井	川内、夏屋、鈴久名、箱石、片巢、川井
川 2	区界	区界全域
川 3	江繋、小国	江繋、小国全域